



吹田四郎兵衛  
下書 建白

吹田四郎兵衛  
通商口規則  
下書

2922





414  
A1097



一 函書の上は即今海に下る三刻一刻合

ふれは是れ定年あるおぼへし事

一 但書は今月一書に於て款の書おぼへ

し事

一 函書に成りし書は控へてある一 諸人あり

おぼへし事

一 函書に成りし書は控へてある一 高社中にも

連下る事

大正十一年四月  
隈侯爵邸寄







一 江戸府利根川に於て本年三月廿六日朝  
一 一ノ木に於て

一 新貨幣の製造に於て  
一 一ノ木に於て

一 江戸府船政の  
一 一ノ木に於て

一 通商の  
一 一ノ木に於て

一 江戸府  
一 一ノ木に於て

一 月番  
一 一ノ木に於て

一 江戸府  
一 一ノ木に於て

一 昔の  
一 一ノ木に於て



かゝり合

初之儀

九下出事

三下出事

三下出事

三下出事

三下出事

三下出事

三下出事

新儀部新形目方  
皇國一統... 此... 告... 表... 月...  
... 通... 高... 儀... 方...

形之精... 上... 礼... 事... 大... 形... 日... 儀... 表...  
... 通... 高... 儀... 方...

表

新儀部	皇國
一全	儀子
右	新
年	号
通	高
儀	方

裏




● 西  
D. ... ..

● 西  
... ..

● 西  
... ..

● 西  
... ..

外國(支那)

● 西  
... ..

交易交渉の商標  
... ..

● 西  
... ..

拾高... ..

● 西  
... ..

... ..

... ..



大正  
四年

・通商の貿易高法海に名を知らしむ事

・通商の加入願ひ者なるは社中同業海上  
並に各調ひの便なる事

・金札の通用の便なるは可なる事

外國の親別

・外國の有力の金持の由りては其の

交易の便なるは其の由りては其の  
中其の便なるは其の由りては其の

・通商の便なるは其の由りては其の  
通商の便なるは其の由りては其の

・外國の有力の金持の由りては其の  
通商の便なるは其の由りては其の  
通商の便なるは其の由りては其の



御事

御事

御事

御事

御事

御事

御事

御事

御事

一通高目加入候と兩控屋勿備是と金銀融通合い事一は程との事  
有言若是と候所と云共明白に下中出交  
但金銀貸渡世と高目高堂と外と不取候附定有元お急  
との日兩控屋可下

一兩控屋世と若と通高目支取ふと定諸勘定ふと公平、割取中交

ト一四二ノル

檢所以上中留候と初書申下候取上金  
分限は通高目控申上と申候候取上



・ 通商の船隻は、各地方の商船に  
可なり也

・ 横濱、長崎、神戶、大津、出津、  
但馬、新居、備前、備中、備後、  
山陽、山陰、出雲、美濃、

・ 右各府の各地方に、  
在りし船隻は、依りて、  
東京、大阪、の各地方に

・ 各地方の船隻は、  
可なり也

・ 但し、各地方の船隻は、  
各地方の船隻に、  
依りて、

・ 外國の各地方の船隻は、  
可なり也

・ 外國の各地方の船隻は、  
可なり也



○ 外國の諸國に對する出書

・ 外國の諸國に對する出書  
○ 外國の諸國に對する出書  
○ 外國の諸國に對する出書  
○ 外國の諸國に對する出書

○ 外國の諸國に對する出書

○ 外國の諸國に對する出書

○ 外國の諸國に對する出書  
○ 外國の諸國に對する出書  
○ 外國の諸國に對する出書  
○ 外國の諸國に對する出書



